

鶴田町空き家緊急対策地域団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の景観や地域住民の安全な生活環境を守るため、空き家（個人所有の土地及び建物において、そのまま放置すると倒壊や防犯対策上の問題、衛生上有害、景観を損ねるなど、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性のある空き家）対策として、予算の範囲内において鶴田町空き家緊急対策地域助成金（以下「助成金」という。）を助成するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 行政推進員を中心とした団体
- (2) 地域の常会
- (3) その他町長が適当と認める団体

(助成金対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成金対象経費」という。）は、空き家を所有する者（以下「所有者」という。）の同意を得て、助成対象団体が行う空き家の除草、樹木の伐採、草木の処分、建物の補修等に要する経費で、次に掲げるものとする。ただし、建物の補修について、所有者が許可した場合においても過剰に追加した部分は対象外とする。

- (1) 作業従事謝礼
- (2) 機械借上料
- (3) 建物補修材料費
- (4) 燃料費
- (5) その他雑費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表により算定した額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書（様式1）
- (2) 作業計画書（様式2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し適当であると認めたときは、決定通知書（様式3）により通知する。

(実績報告)

第7条 助成対象団体が作業計画書に基づき作業を完了したときは、完了日から起算して30

日以内もしくは、年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 完了実績報告書（様式 4）
- (2) 作業報告書（様式 5）
- (3) 作業中及び完了時の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第 8 条 町長は、前条に規定する報告書の提出があった場合は、その内容について現地調査を実施し、助成金を交付することが適当と認めるときは、確定通知書（様式 6）により通知する。

（助成金の請求）

第 9 条 前条による通知を受けた助成対象団体は、助成金請求書（様式 7）を速やかに提出するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第 10 条 この要綱に違反した場合、もしくは虚偽の実績報告書を提出したことが発覚した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金があるときは返還を求めることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。